



# 大津市公報

平成31年3月31日  
号外(第21号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

- 27 大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
- 28 大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則..... 2

## 規 則

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成31年3月31日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第27号

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和54年規則第20号)の一部を次のように改正する。

第3条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族(以下「被災職員等」という。)からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

第4条中「前条の」を「前条の規定による」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

実施機関の長の職氏名

被災職員の氏名

傷病名

災害発生日

公務上の災害又は通勤による災害でないとして認定した理由

第28条を第29条とし、第27条を第28条とし、第26条の次に次の1条を加える。

(審査の申立ての教示)

- 第27条** 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第23条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

本則に次の1条を加える。

(平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例)

- 第30条** 平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた条例の規定による補償及び福祉事業(以下この項において「補償等」という。)のうち、同月1日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた補償等の額(条例の規定による年金たる補償並びに第18条の規定による年金たる傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金(以下この項において「年金たる補償等」という。))にあっては、条例第16条において例によることとされる法第40条第3項に規定する支払期月(同項ただし書に規定する場合にあっては、同項ただし書の規定により支払うものとされる月。以下この項において「支払期月」という。)にそれぞれ支払われた額の合計額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)及び第3号に掲げる額を第2号に掲げる額に加えた額とする。

平成31年4月1日以後に算定された補償基礎額を基礎として支払われる額(年金たる補償等にあっては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額)

平成31年4月1日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた額(年金たる補償等にあっては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額)

次のア又はイに掲げる補償等に関する区分に従い、当該ア又はイに定めるところにより算定される額

ア 年金たる補償等 第1号の支払期月にそれぞれ支払われる額から前号の支払期月にそれぞれ支払われた

額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として市長が定める率を乗じて得た額の合計額

イ 年金たる補償等以外の補償等 第1号に掲げる額から前号に掲げる額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に、同号に掲げる額が支給された日を基準として市長が定める率を乗じて得た額

- 2 前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、実施機関が定める。  
別表第1を次のように改める。

**別表第1**(第5条の2関係)

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,900円	13,285円
20歳以上25歳未満	5,484円	13,285円
25歳以上30歳未満	6,010円	14,249円
30歳以上35歳未満	6,389円	17,285円
35歳以上40歳未満	6,760円	19,052円
40歳以上45歳未満	7,042円	21,399円
45歳以上50歳未満	7,086円	23,304円
50歳以上55歳未満	6,913円	25,232円
55歳以上60歳未満	6,424円	24,797円
60歳以上65歳未満	5,221円	19,769円
65歳以上70歳未満	3,960円	14,997円
70歳以上	3,960円	13,285円

**附 則**

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び別表第1の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定は、前項ただし書に規定する日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに休業補償(以下「年金たる補償等」という。)について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償等については、なお従前の例による。

-----

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月31日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第28号**

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則(平成18年規則第135号)の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「105,290円」を「165,150円」に、「57,190円」を「70,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,650円」を「82,580円」に、「28,600円」を「35,400円」に改める。

**附 則**

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 改正後の本則の表の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。